愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1075 号 (諮問第 1743 号)

件名:愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議基本計画推進部会議事録等 の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求
 - 令和元年 11 月 27 日
- 2 原処分

令和2年1月10日(一部開示決定)

愛知県知事(以下「知事」という。)は、別表1の2欄に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)の一部開示決定において、別表2の1欄に掲げる部分を不開示とした。

- 3 審査請求
 - 令和2年1月24日
- 4 諮問
 - 令和5年5月18日
- 5 答申
 - 令和5年9月28日
- 6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表2の1欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の 内容も踏まえると、本件行政文書のうち、文書1から文書4までは、平成 30年度及び令和元年度に開催された愛知県DV被害者保護支援ネットワー ク会議又は当該会議の基本計画推進部会の議事録である。 文書 5 は、平成 30 年度に開催された愛知県 DV被害者保護支援ネットワーク会議のワーキンググループの会議報告書である。

実施機関は、別表2の1欄に掲げる部分を同表の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号及び第6号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が条例第7条第2号及び第6号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、文書 1 から文書 4 までには、ネットワーク会議又は推進部会に参加した愛知 県警察職員及び民間団体職員の氏名並びに民間団体職員の職名が、文書 5 には、ワーキンググループに参加した民間団体職員の職名及び氏名が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、文書5には、ワーキンググループにおいて検討を行った特定D V被害者が一時保護された期間や病状を含む心身の状態等の具体的な内容が記載されていることが認められた。

この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成12年愛知県規則第29号)第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私

生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書への適用を除外されているところ、文書1から文書4までの愛知県警察職員の個人の氏名については、公務員であるが警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書いに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及び二のいずれにも該当しない。 よって、個人の職及び氏名並びに事例検討の内容は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書1から文書4までには、ネットワーク会議の構成員である民間支援団体名及び一時保護委託施設名が、文書5には、ワーキンググループの構成員である民間法人施設名及び当該会議において検討した事例の内容が記載されているとのことである。

また、文書1から文書4までの民間支援団体名及び一時保護委託施設名並びに文書5の民間法人施設名は、非公開とすることを前提に当該団体等からネットワーク会議への参加につき了解を得ており、これらを公にすることとなれば、当該団体等が県のDV被害者の保護事務に不満を持つDV加害者や相談者の家族等から嫌がらせを受ける等の不当な圧力をかけられるおそれから、当該団体等が会議への参加に躊躇し、その結果、DV被害者の保護に関する関係団体等との情報交換の機会が得られず、DV被害者の保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

さらに、文書5の事例検討の内容には、相談者の病状を含む心身の状態や学歴等の詳細な内容が記載されており、非公開とすることを前提に相談者から入手した情報であり、これらを公にすることとなれば、県のDV被害者の保護事務に不満を持つDV加害者や相談者の家族等が知る可能性があり、相談者がDV加害者等からより強い圧力を受け、率直な相談や具体的な事実を伝えることを躊躇するおそれがあり、その結果、職員が適切な助言指導等を行うことが困難となり、女性相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの不開示部分を公にすることとなれば、DV被害者の保護事務及び女性相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

4 審査請求年月日 令和2年1
令和2年1
月 24 日
74 = 11.
令和2年1
月 24 日

別表 2

1 開示しないこととした		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適
部分		用する理由
文書1及び 文書2	・個人の職	条例第7条第2号に該当
	及び氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別する
		ことができるものが記録されているため
文書3及び 文書4	・個人の職	条例第7条第2号に該当
	及び氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別する
		ことができるものが記録されているため
	・民間支援	条例第7条第6号に該当
	団体名	県の機関又は国が行う配偶者暴力相談支援事務又は
	• 一時保護	事業に関する情報であって、公にすることにより、
	委託施設名	当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を
		及ぼすおそれがあるため
文書 5	・個人の職、	条例第7条第2号に該当
	氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別する
		ことができるものが記録されているため
	・民間法人	条例第7条第6号に該当
	施設名	女性相談センターが行う女性相談業務に関する情報
		であって、公にすることにより、当該業務の適正な
		執行に支障を及ぼすおそれがあるため
	• 事例検討	条例第7条第2号に該当
	の内容	個人に関する情報であって、特定の個人を識別する
		ことができるもの又は特定の個人を識別することは
		できないが、公にすることにより、なお個人の権利
		利益を害するおそれがあるものが記載されているた
		8)
		条例第7条第6号に該当
		女性相談センターが行う女性相談業務に関する情報
		であって、公にすることにより、当該業務の適正な
		執行に支障を及ぼすおそれがあるため